

プロフェッショナル人材確保支援費補助金取扱要領

この要領はプロフェッショナル人材確保支援費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第16条の規定に基づき、補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

1. 提出方法及び受付

書類の提出は電子メール、郵送または持参によるものとし、郵送による場合にはその郵便物等の通信日付印により表示された日にその提出がなされたものとする。

なお、受付については、労働雇用戦略課に到着した順とする。

2. 応募書類等

交付申請書関係書類「8 プロフェッショナル人材の住民票の写し（県内への転入が確認できるもの）」について

プロフェッショナル人材の県内への転入は、住民票のほか客観的に県内への転入が確認できるものにより行う。

ただし、当該プロフェッショナル人材が、県内への転入後、補助対象企業での就業前に、すでに県内の事業所で就業していた場合又は補助対象企業での就業とは無関係の理由により、人材紹介、契約又は就業の前に県内へ転入していた場合は、補助金の対象にはならない。

3. 補助対象期間等

令和4年4月1日から令和5年3月31日までに事業を実施し、完了するものを補助対象事業とする。また、交付申請日より前に着手した事業についても、補助対象とする。

なお、当該補助金交付申請は、プロフェッショナル人材ひとりにつき1回までとし、申請期間は令和5年2月28日必着とする。